

# 名物「島津正宗」について

末兼俊彦

はじめに

平成二十五年度に大阪の実業家・奥田米佛門氏より、京都国立博物館へ大磨上無銘の刀が寄贈された。<sup>①</sup>この刀には『享保名物帳』所載の名物刀剣「島津正宗」であるとの伝承が伴っていたため、寄贈の申し出直後から調査を行い、その結果、当該の刀を所伝のとおり名物「島津正宗」であると結論付けた。本論ではこの調査をもとに幕末以降長らくその所在が不明であった名物「島津正宗」の実態について論じたい。なお、奥田氏より寄贈された刀の京都国立博物館における台帳番号は「E甲344」、台帳名称は「刀 無銘（名物 島津正宗）」である。本稿ではこの刀を以降「E甲344」と表記し、考察を進める（図3）。

## 一、E甲344の概要

E甲344の法量は、現状で全長八七・二cm、刃長六八・七cm、茎長一八・六cm、鋒長四・〇cm、元幅三・一cm、先幅二・三cm、元

重〇・五七cm、元鎗重〇・七〇cm、先重〇・四五cm、刀身反一・四cm、茎反〇・二cm強、区直下の茎幅二・八八cmである。構造は鎗造、三つ棟、やや延びた中鋒に適度な反りがついた姿形で、身幅が広く、平肉少なく、重は薄いなど、一見して十四世紀前半の太刀を磨上げた体配をしている。刀身表裏の鎗地に棟側にだけ縁の残った片チリの棒樋を茎まで搔き通す。この樋の樋先は下がり気味で、差表は茎尻まで、差裏は茎の三分の二まで達する。大磨上の茎には勝手下りの鑢目が部分的に残り、四個の目釘孔が穿たれ、その内上から一番目と三番目の計二個が埋められている。また、茎の刃側を茎尻に向かつて尻すぼみにそぎ落とし、棟側を角棟にして、茎尻は小振りの剣形としている。正宗の生ぶ茎は、茎尻の形状が剣形となる場合、入山風に鎗の稜線が棟寄りになる特徴があり、東京国立博物館蔵の重要文化財「刀 無銘正宗（名物石田正宗）」のようにそのことを念頭に置いて磨上げを行った作例も存在する。一方で「小太刀 朱銘正宗／本阿（花押）」に見られる尻すぼみの茎に小さな栗尻風剣形とするものもあり、E甲344は後者に属する。

地鉄はうねる波を思わせる振幅の大きい大模様の板目肌。時代の下がる相州鍛冶の作に見られる太くくつきりとした地景とは一線を

画す繊細な地景と、匂の上に振り撒かれた微細な銚が冴えわたり、濃密な変化を見せる。作為なく、品格の高さを感じさせるこの作行は古来淡雪に例えられた正宗特有の銚の妙味である。

正宗の刃文は千差万別で、元側はおとなく先端で暴れるものや、その逆に先端は控えめで中程から元側にかけて乱れるもの、さらには名物「大垣正宗」のような細直刃調のものまで存在する。本品の刃文は、匂口深く、元側はおとなく先に進むにつれ激しさを増す構成で、正宗様式の一典型である。刃区直近から始まり、のたれ・互の目を交えて鋒に向かって徐々に加速しながら乱れ、銚子は乱れ込んで地蔵風となり、尖りごころに突き上げて返る。磨上げの関係上、一見直刃調の焼出しに見えるが、小互の目や短い足が入るなど刃中の働きは豊富で、この部分の刃文が本来はここから先の乱れを生み出すための助走区間であることを物語っている。

以上、E甲344の造込・地鉄・刃文に見られる特徴は十四世紀前半の時代性と正宗様式を十二分に具備しており、本品を正宗の作とすることにいささかの問題も無い。

## 二、E甲344の近代以降の伝来

E甲344を奥田氏が入手した経緯は、昭和四十四年（一九六九）に近衛某氏より購入したことによる。E甲344は昭和三十九年（一九六四）の本阿彌日洲氏の鞘書（挿図1）を伴っているが、銃砲刀剣類登録はこの売渡に際して近衛氏の手により昭和四十四年に行われている。また、この近衛氏は近衛家の傍系であり、近衛本家や公益財団法人陽明文庫（以降陽明文庫）とは関係がなく、E

甲344が近衛本家や陽明文庫に伝わった事実も確認できないため、近衛氏入手以前のE甲344の伝来経緯については不明である。奥田氏はこの売渡にあたって近衛氏と「E甲344を所持していることと、出所については口外しない」約定を交わしたため、平成二十五年に京都国立博物館への寄贈を申し出るまで半世紀近くに渡ってこの約束を守り続けた。よって、その間のこの刀の存在が公になることはなく、少なくとも幕末から一五〇年近く所在が不明となっていたのである。なお、この売渡の時期に前後して、鞘書をしたためた本阿彌日洲氏と、京都国立博物館の金工担当（当時）であった稲田和彦氏がE甲344を実見している。また、『図説刀剣名物帳』<sup>③</sup>において辻本直男氏がE甲344の押形を採拓し、本品について言及していることから、昭和四十四年の銃砲刀剣類登録審査を機に極限られた研究者や有識者にのみ意見聴取が行われたものと考えられる。

## 三、『享保名物帳』における島津正宗

『享保名物帳』とは八代将軍・徳川吉宗（一六八四～一七五一）の命により、本阿弥家十三代当主・本阿弥光忠（生没年不詳）および本阿弥一族が編纂し、幕府に提出したとされる名刀リストである。内容は編纂時点で現存するもの、過去に存在したものを含めて巷間に名高い刀剣約二百五十口を収録した台帳で、江戸時代の武家社会において名刀の出自や伝来をいわば公式に保証し、格付けをしたものであった。現在の刀剣研究では同書に掲載されている刀剣のみを狭義の「名物」としている。また、ここで言う『享保名物帳』と

は編纂時の元号を冠した便宜的な呼称であり、幕府に提出したとされる原本が現存していないため、当時の正確な名称は不明である。

原本こそ失われてしまったが『享保名物帳』には複数の写本と転写本が残っており、それには大きく分けて二つの系統が存在する。一つは本阿弥家が幕府に提出したものの写しで、リストの最初が名物「厚藤四郎」で始まる。もう一つが『享保名物帳』編纂にあたって本阿弥家でまとめた控帳を原本にしたとされるもので、こちらはリストの最初が名物「平野藤四郎」で始まる。性質の違いから両者には収録作品数や、並び順に差異が見られる。ここでは先行研究<sup>①</sup>にならって名物「厚藤四郎」で始まるものを「名物帳第Ⅰ類」、名物「平野藤四郎」で始まるものを「名物帳第Ⅱ類」とする。また、「名物帳第Ⅱ類」を底本に「名物帳第Ⅰ類」の内容を取り込んだグループを「名物帳第Ⅲ類」と分けたいが、これは幕末に再編集されたものであり、享保年間に編まれたものの写本ではないため、本論では深く触れない。(以降それぞれを「Ⅰ類」「Ⅱ類」「Ⅲ類」と呼称する)

今回、E甲344の調査にあたって筆者が実見した『享保名物帳』は二〇件である。それらの内容を比較検討した結果、島津正宗が掲載されているのは「Ⅰ類」と「Ⅲ類」であった。芍薬亭本を代表とする「Ⅱ類」には島津正宗は採り上げられていない。「追記の部」も含めて純粋な作品の収録数で言うと「Ⅱ類」の方が「Ⅰ類」より多く、「Ⅰ類」に掲載されている作品で「Ⅱ類」に収録されていないのは島津正宗ただ一口である。「Ⅲ類」については前述のとおりであるため、本論では「Ⅰ類」に記載された島津正宗の項目を引用する。

① 「古刀名物録 全」(犬養毅旧蔵本) (挿図2)

刀剣博物館(公益財団法人日本美術刀剣保存協会)蔵

(以降日本美術刀剣保存協会)

嶋津正宗 磨上無銘二尺二寸七分半両樋 二百枚 松平加賀守  
紀伊大納言様御隠居ノ時上ル其後加賀守江常憲院様御成之節  
拝領

② 「刀剣名物記」日本美術刀剣保存協会蔵

寫津正宗 御城  
長サ二尺二寸七分半代金七百枚スリ上

③ 「刀劔名物誌 芹田氏所蔵」日本美術刀剣保存協会蔵

嶋津 貳尺貳寸分半<sup>(マ)</sup> 表裏樋 貳百枚スリ上 松平加賀守  
紀伊大納言様御隠居之時上ル其後松平加賀守殿宅へ常憲院様  
御成之時拝領

④ 「刀劔名物帳」(安永八年源長俊本の写し)

日本美術刀剣保存協会蔵  
一 嶋津正宗 磨上 長貳尺貳寸七分半 代金貳百枚 尾張殿  
紀伊大納言殿隠居之時上ル其後松平加賀守宅江常憲院様御成  
之時拝領表裏樋有之

⑤ 「名物帳」日本美術刀剣保存協会蔵

嶋津正宗 磨上 長貳尺貳寸七分 代金二百枚 松平加賀守  
紀伊殿隠居之時上ル松平加賀守宅江常憲院様 御成之時拝領

表裏樋有之

⑥「名物集」日本美術刀剣保存協会蔵

島津 磨上 二尺二寸七分半表裏樋 二百枚 松平加賀守

紀伊大納言様御隠居之時上其後松平加賀守宅へ御成之節拝領

⑦「本阿弥名物道具附 完」日本美術刀剣保存協会蔵

一 嶋津正宗 式尺式寸七分 無銘五千貫 松平加賀守

紀伊大納言様御隠居之時上其後松平加賀守宅へ常憲院様御成之時拝領了

⑧「本阿弥家傳名物牒 附焼失帳」金沢市立玉川図書館蔵

嶋津正宗 磨上 長二尺式寸七分半 代金式百枚 松平加賀守

紀伊殿隠居之刻上ル、其後松平加賀守宅江常憲院様御成之時  
拝領表裏樋有之

⑨「名物帳 全」国立国会図書館蔵

島津正宗 磨上 長二尺二寸七ト半 代金二百枚 右（筆者

注「尾張殿」を指す）

紀伊大納言殿隠居ノ節上ル其後松平加賀守へ常憲院様 御成  
ノ節拝領表裏樋有之

⑩「古刀名物帳 完」（安永八年源長俊本の写し）

国立国会図書館蔵

一 嶋津正宗 磨上 長二尺二寸七分半 代金二百枚 尾張殿

紀伊大納言殿御隠居之時上ル其後松平加賀守宅江常憲院様御成  
之時拝領表裏樋有之

⑪「名物鑑 全」（明治三年）徳川美術館蔵

嶋津 貳尺貳寸七ト半 貳百枚スリ上表裏樋

紀伊大納言様御隠居ノ時上ル其後松平加賀守宅へ常憲院様御  
成之時拝領

以上十一件である。これらの写本間には小さな差異がいくつもあ  
るが、名物銘・法量・刀身の特徴・代付・編纂時の所有者・伝来と  
いった点でおおむね共通した情報を押えている。すなわち、

・名物銘 島津正宗。名物銘の由緒に言及なし。<sup>5)</sup>

・法量 刃渡り二尺二寸七分〇七分半（六八・七〇六八・九cm）。

・特徴 大磨上で刀の表と裏に樋が彫ってある。

・代付 金二百枚。

・所有者 『享保名物帳』編纂時は前田家もしくは尾張徳川家に伝  
来した。

・伝来1 紀伊の徳川光貞（一六二七〇一七〇五）が隠居の時に五

代將軍・徳川綱吉（一六四六〇一七〇九）に献上した。

・伝来2 その後綱吉が加賀の前田綱紀（一六四三〇一七二四）に  
与えた。

というものである。

法量から見ていくと、前述のとおりE甲344の刃長は六八・  
七cmである。尺貫法に換算すると二尺二寸七分で『享保名物帳』に  
見える島津正宗の法量とほぼ一致するが、二尺二寸七分半とする

わずかに足りない。しかしながら、今回調査した「I類」の写本中、①「古刀名物録 全」に朱で「今二尺二寸七分」と注記がある〔挿図3〕ため、『享保名物帳』編纂から現在までの間に経年による研減りか計測の誤差があった可能性もある。この朱書きがいつ頃なされたものかは定かではないが、五厘の差は刃長全体の〇・二%であり、計測誤差範囲とも言えるため、それほど厳密なものではないと考える。よって、E甲344の刃長を島津正宗のそれとほぼ一致していると言って大過は無いであろう。また、刀身に見られる特徴についても、E甲344は大磨上で表裏に棒樋が通る点が島津正宗と一致している。

『享保名物帳』編纂時の所有者と伝来情報について、これらの内容を『徳川実紀』と比較すると、伝来1に関係があるのは『常憲院殿御実紀』巻三十五・元禄十年四月十一日の項目で「十一日紀伊大納言光貞卿の邸に臨駕あり。(中略)獻物は光貞卿より備前長光の太刀。島津正宗の刀。光包の指ぞへ。鞍馬一疋。金三百枚。綿五百把。紗綾百卷。繻珍三十卷。色糸百片。時服百。茶壺(星肩衝)。印籠五十。肴一種。(後略)」とある。光貞の隠居は翌年の元禄十一年であるため、綱吉が光貞邸を訪れた理由こそ違うものの、光貞から綱吉へ島津正宗が献上されており、その意味では『享保名物帳』の記述と一致する。

また、伝来2については『常憲院殿御実紀』巻四十五・元禄十五年四月二十六日の項目で「廿六日加賀守綱紀がもとに始めてならせ給ふにより。綱紀つとめて御迎にまうのぼり。奏者番に謁して退く。(中略)けふの賜物。綱紀に備前國宗の御太刀。銀三千枚。時服百。繻珍百卷。天鷲絨五十卷。御盃のとき。島津正宗の御刀。吉光の御

さしぞへ。(後略)」とあることから、綱吉から綱紀へ島津正宗が渡されている点でこちらもやはり『享保名物帳』の記述と一致する。<sup>(8)</sup>

『享保名物帳』編纂以降の出来事として、『有徳院殿御実紀』巻十七・享保八年八月二十二日の項目に「廿二日致仕松平肥前守綱紀使して島津正宗の刀を奉り。長福君に正宗の刀。小次郎君に來國光のさしぞへ。小五郎君に當麻のさしぞへを奉る。」とあることから、島津正宗は再度將軍家へ献上されているようである。

以上、記載内容にいささかの誤謬はあるが、贈答の送り手と受け手の関係などは正確であり、概ね事実関係を反映していると言って問題ないであろう。また、この経緯から『享保名物帳』編纂時の島津正宗の所有者も前田綱紀とするのが妥当であると考察する。もちろん元禄十五年から享保八年までの間に尾張徳川家の当主が島津正宗を所有し、それを『享保名物帳』編纂終了から享保八年までの間に再度綱紀に贈っていた可能性が無いわけではないが、その可能性について踏み込むには更なる周辺資料の調査が必要となるだろう。

これら写本の他に、近代以降『享保名物帳』をもとにした書籍が多く発表されている。その中で『詳注 刀劔名物帖 附名物刀劔押形』<sup>(9)</sup>(以降『詳注 刀劔名物帖』と表記する)と『刀劔名物牒 全』<sup>(10)</sup>の二つに『享保名物帳』編纂以降の島津正宗の来歴を探る手がかりが記載されているので紹介したい。

まず『詳注 刀劔名物帖』においては次のように言及されている。「同(筆者注前頁の「松平加賀守殿」を受けている) 島津正宗 磨上貳尺貳寸七分 代金貳百枚 紀伊國殿御隠居の時上る松平加賀守殿へ常憲院様御成の事下さる表裏樋あり。」と最初に『享保名物帳』の記事を引用して、次に「島津と云名の由來未だ知れずこの刀紀伊

大納言頼宣より四代將軍へ獻じ五代將軍より前田綱紀へ賜はりし也。其のち前田家よりまた献上せしにや文久の頃孝明天皇の皇妹和宮内親王、將軍家茂公へ降嫁の勅許ありしとき此島津正宗を天皇へ獻じ御太刀拵料金千兩添へ進へらせたる由なり今も御物の内にあるべし。」と解説を加えている。しかし、前項で述べたとおり『享保名物帳』で語られている紀伊大納言は、徳川頼宣（一六〇二～一六七二）ではなくその子の光貞である。また、送られた先も四代將軍・徳川家綱（一六五二～一六八〇）ではなく五代將軍の綱吉であることから、高瀬氏は世代を一代古く見てしまっている。それに続く綱吉から綱紀への下賜と綱紀から再度献上したくだけは『徳川実紀』とも一致している。さて、問題なのは最後の和宮降嫁に関する記述である。幕末における公武合体、公武周旋の象徴的出来事ともいえる文久二年（一八六二）の十四代將軍・徳川家茂（一八四六～一八六六）と孝明天皇の皇妹・親子内親王（一八四六～一八七七）の婚儀、いわゆる和宮降嫁に関連して島津正宗に拵料として金千兩を添えて献上した、というのである。この時期、幕府と朝廷との足並み調整は我が国の行く末を決める最重要事項であった。当然の事ながら進物一つとってもその選択には並々ならぬ吟味がされていたことと推察される。現に文久三年（一八六三）には、幕府と朝廷との調整役をしていた尾張徳川家・徳川慶勝（一八二四～一八八三）から代替わりの献上品として、孝明天皇（一八三一～一八六七）に名物「一期一振藤四郎」と「劍 無銘千手院」（東京国立博物館蔵）、のちに明治天皇となる時の親王（一八五二～一九二二）に「刀 額銘久国」（東京国立博物館蔵）と「短刀 銘吉光（名物岡山藤四郎）」（東京国立博物館蔵）が献上されているが、これら四口は名物刀劍・名刀

の中でも格別のもので、選択には深い意味合いを含んでおり、慶勝がいかに両者を取り持つ事に心血を注いでいたかが伺われる<sup>12)</sup>。このような時勢の中、島津正宗が和宮降嫁にかかわる献上品として選ばれたのだとしたら、その重要性は他に比類がない。將軍家の資料として、この時期に合致するのは『続徳川実紀』の『昭徳院殿御実紀』であるが、直接的に島津正宗の名前は出てこない。関連を匂わせる記述としては、朝廷から降嫁の内諾を得た後の万延元年（一八六〇）十二月二十八日の記事に「廿八日 歳暮朝會（中略）一 卷物三づ、御腰物奉行 間宮新左衛門 京都江 御進獻之御太刀御拵之儀 取扱候二付被下之。」とあるが、この御太刀が島津正宗かどうかは記述が無い。朝廷への刀劍の献上は名物「岡山藤四郎」の事案でもわかるとおり、献上後に朝廷側が拵えを製作するのが当時の習わしだったようであり、島津正宗だけではなく「御太刀拵料」として千兩もの大金を添えたとする点に一種のリアリティを感じる<sup>14)</sup>。

次いで『刀劍名物牒 全』での島津正宗に関する記述である。この書は「Ⅲ類」に属する刊本で、茶僧であった星野求與（生没年不詳）が本阿弥正三郎所蔵の「Ⅱ類」写本を弘化二年（一八四五）四月に書き写したものを底本に、今村長賀（一八三七～一九一〇）が手を加えたものである。島津正宗を本文中の三作の部と、追記の部の両方に取り込んでしまったため、同じ刀を二度載せる結果となっているのだが、その文中で『享保名物帳』の記載内容に加えて「本阿彌長識云ふ御同家より以前舊幕府へ献上になりし由」との由来を追加している。大名家間での贈答だけでなく、本阿弥家を通した刀劍のやり取りが行われていたことが分かり、来歴解明の手掛かりになりそうである。

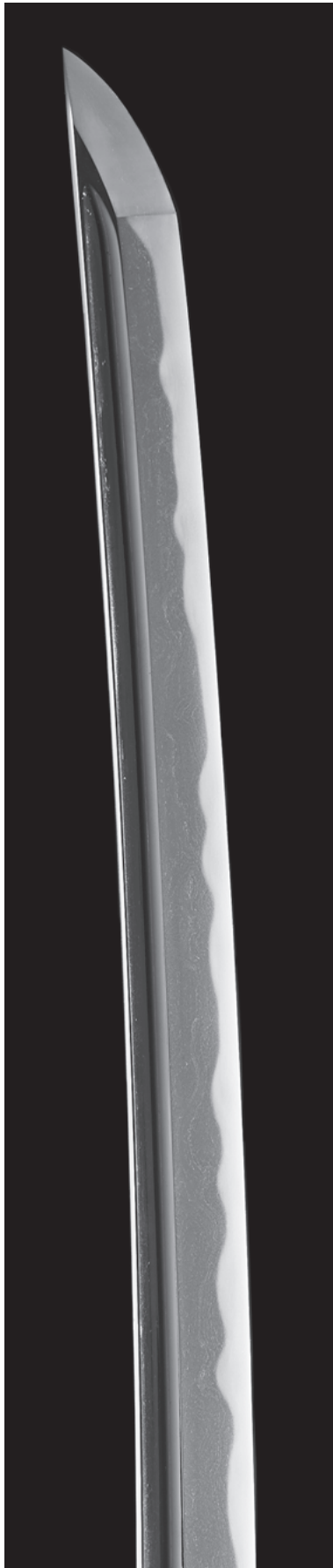
#### 四、『継平押形』との比較

前項で『享保名物帳』に記載されている情報をもとに、島津正宗とE甲344が刃長と刀身表裏の棒樋の点で一致していると確認した。しかしながら、一か所の法量と樋の有無だけではこの二者を同一の物と見なすことはできない。そこで重要になってくるのが刀身の姿や刃文、銘を記録した押形の存在である。幸いにも島津正宗には外観を知る上で欠かすことのできない押形資料が存在している。それが下坂派の刀工・近江守継平が採拓した『継平押形』である。

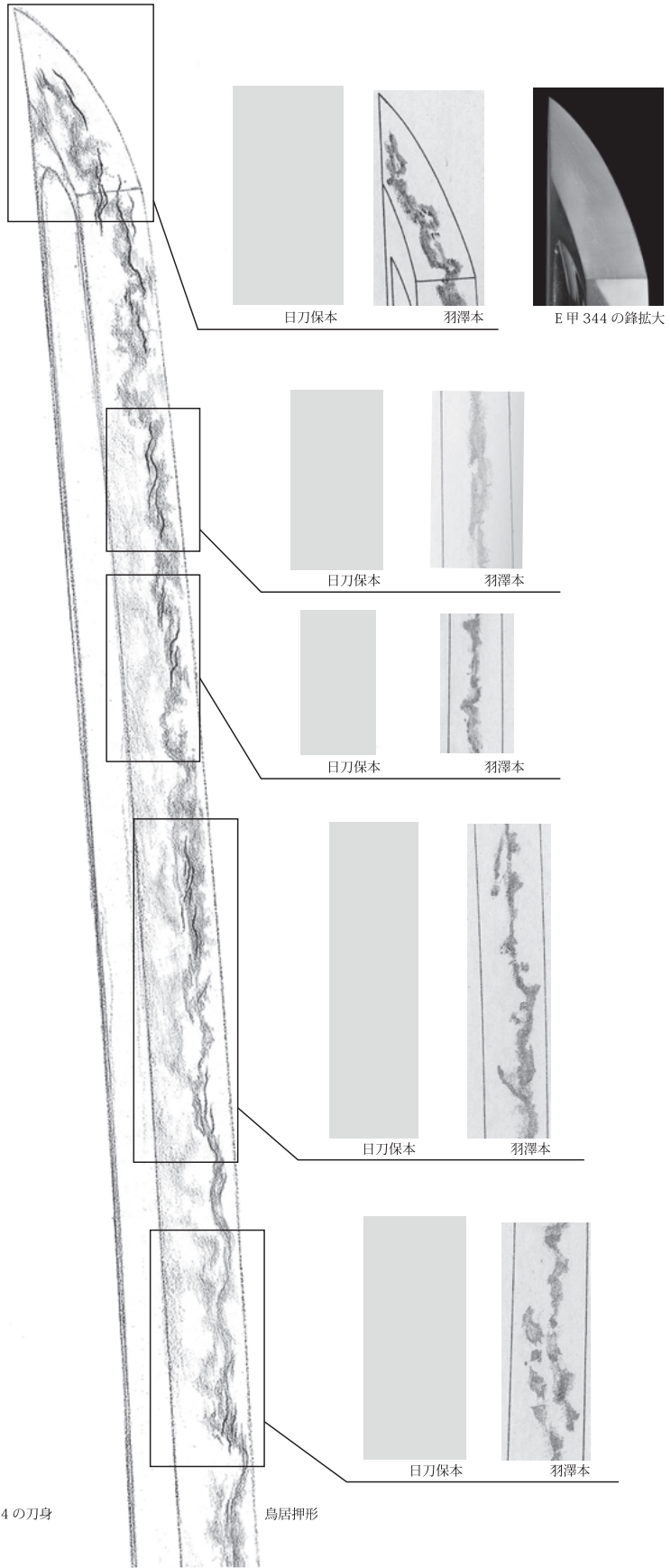
近江守継平は本名を藤田与右衛門（生没年不詳）という。父である藤田与兵衛が越前下坂派の刀工・康継の門人となり、初代・近江守継平を名乗ったため、その跡を継いだ与右衛門は二代目継平を襲名し、江戸の神田に居住することとなった。康継を筆頭とする越前下坂派は江戸開府後は徳川家の庇護を受けていたため、江戸にも活動拠点を持ち、他の刀工達と比べて江戸城にある將軍家所蔵の刀剣類を拝観する機会を得易かったようである。継平も徳川吉宗に蔵刀見学を願ひ出たところ許可され、さらに刀の図を書くことまで許されたため、享保二年（一七一七）に巻物十巻を二部書写して、一つを吉宗に献上し、いま一つを自分のための覚えとした。幸いなことに『享保名物帳』の編纂に先立つこの図巻に島津正宗が掲載されている。『継平押形』は写本と転写本がそれぞれ一件ずつ現存おり、写本が日本美術刀剣保存協会蔵の「御物刀劔図繪」（以降日刀保本）（挿図4）で、転写本が昭和三年（一九二八）に羽澤文庫より刊行された『継平押形 全 附本阿弥光徳同光温押形集』（以降羽澤本）

（挿図5）である。両者とも、巻物十巻分の作品全てが収められているわけではなく、所載された作品数やレイアウトにも差異が見られることから、継平が書写した刀図絵からの直接の写しではなく、数度の写本を経ていると思われる。また、便宜的に「押形」と呼んでいるが、現在行われている乾拓式の拓本ではなく、あくまで描画による絵図であるため、厳密な外形や反り、刀身各部のバランスが記録されているわけではない。いかに他の工人と比べて優遇されていたとはいえ、江戸城内での刀剣見学には多くの制約があったのは間違いない、記憶に頼ってのちに書き上げたと思われる部分もある<sup>15</sup>。しかしながら、刀工である継平にとっては刃文が最大の関心事だったと見え、刃文の再現度は極めて高い。この二者を対比し、共通する部分をE甲344の刃文と比較することでより正確な島津正宗の実像に迫れると考える。次ページにE甲344の写真と押形<sup>16</sup>、日刀保本と羽澤本の対応する部分拡大をまとめたので、通常の刃文の見方とは逆だが鋒から元へ順を追って見ていきたい。

まずは鈍子である。島津正宗の差裏の鈍子は地蔵風で非常に特徴的である。この横手下で乱れ込んで、一度尖ってから棟側に入り、また少し刃側に盛り上がって再度入り込んで地蔵風となった後、尖りどころに突き上げ返る様が日刀保本、羽澤本ともに非常によく表現されている。日刀保本は墨の濃淡だけで匂口を描画しているため、全体的にやや単調に見えるが、特徴的な部分は捉えられており、刃文の変化を比較する上で不足はない。また、羽澤本は近代に転写されたものらしく、荒鈍の表現や砂流し金筋といった部分の描写にも心を砕いている。続いて刃文の流れを上から下へ見ていくと、物打ち上部のほつれて二重刃風になる部分も両者忠実に再現し



E 甲 344 の刀身



ており、実際の刃文と合致する。さらにその下、食違い状に金筋が被さってムラになっている部分は日刀保本では葉の様な表現を描くにとどまっているが、羽澤本では刃縁に鋷の表現を交えてあらわしている。物打ち中程から下の激しく乱れる部分は銚子と同様にあまりにも特徴的で、E甲344の見どころの一つである。砂流しがあり、金筋の入った刃がやはりここでも食違い状になる。一度小さく持ち上がった後、葉や足を入れながら刃側に向かって焼きを低くし、そのまま下方の刃の下に潜り込むようにして繋がる。このダイナミックな刃中の働きを日刀保本、羽澤本の書写者も見逃すことなく忠実に書き写してしており、的確に特徴をとらえていた継平の鑑識眼の確かさを伺わせる。E甲344特有のこの刃文展開は他の作品と紛れようがない。最後に、焼き幅が徐々に狭くなり刀身半ばの比較的穏やかな部分に差し掛かる直前、一瞬強く盛上がり、地にまで焼きがはみ出る雰囲気余すことなく捉えている点にも注目したい。以上、紙数の関係から刀身全体の四分の一程ではあるが、E甲344と日刀保本・羽澤本の島津正宗の刃文展開を詳細に比較した。実際の作業を行うまでは、比較対象とした『継平押形』が継平の手による原本でない点を危惧していたが、それぞれの写し手が真摯に押形と向い合った結果か、想像以上に刃文の特徴を捉え、要所を的確に押さえていることに驚愕した。指紋と同じく、刀剣の刃文はどれ一つとして同じものではなく、一つ一つがオリジナルであることは周知の事実であり、今回の比較作業において、E甲344の刃文と『継平押形』に描かれた島津正宗の刃文が多くの特徴的な点で一致した結果はすなわち、E甲344が名物「島津正宗」であることの証左であると言える。

## 結論

造込・地鉄・刃文の各構造に十四世前半の時代性があり、正宗様式が認められる点。『享保名物帳』十一件に記載された法量、および樋の有無との事実関係の一致が認められる点。『継平押形』の写本一件・転写本一件に描かれた刃文構成と一致が認められる点。以上三点の調査結果を以て、E甲344は所伝のとおり『享保名物帳』記載の名物「島津正宗」である蓋然性が極めて高いと結論する。

『享保名物帳』所載の名物刀剣、しかも状態・作行が極めて良好で、長寸の正宗の作品が今世紀になって再発見されたという事実は極めて意義深い。今後は宮中・公家・武家など当時の文献資料を調査研究し、いまだ不明瞭な部分の多い近世末から近代にかけてのE甲344の伝来関係を詳らかにしていく必要があるだろう。特に、高瀬氏の言及する和宮降嫁に関係する贈答関係の事実は、日本の開国と近代化の歴史を語る上で一つの象徴的な出来事であり、E甲344が歴史上で果たした大きな役割と言えるため、今後研究の進捗があつた暁には機会を設けて報告したい。

## 〈註〉

- 1 寄贈時には刀身のほかに、金着の銅二重鍔と、本阿彌日洲（猛夫）氏による鞘書（「名物島津正宗」「與傳申候享保名物牒曰大磨無銘金貳百枚／松平加賀守ヨリ將軍家ニ献上 継平押形所載」「長サ貳尺貳寸七分有之」「昭和甲辰歲五月上浣誌之本阿彌日洲（花押）」）を伴った白鞘が附属していた。なお、寄贈後には本阿彌光洲（道弘）氏による研磨と白鞘の新調が行われた

- 2 本阿彌家に研磨の記録がないため、この時は鑑定と鞘書のみ行ったものと考えられる。
- 3 辻本直男注釈『図説刀剣名物帳』雄山閣出版 一九七〇年  
E甲344の乾拓押形を採拓して掲載している。本文解説中で辻本氏は「茎は大磨上げ仕立てになっているが、現在の焼出は生ぶの姿である。」「(地に)ざんぐり風のところがある」と言外にE甲344が堀川派あたりの新刀期のものではないかとの疑念を投げかけている。しかしこの見解は前述したとおり、磨上げの關係で刃区近くの直ぐ焼出に見える部分を過大に捉えただけにすぎず、また、ざんぐり風に見えるのは当時からして既に古研ぎの状態であったため、肌の風合いが荒れていたためと思われる。辻本氏によって採拓された押形も鉛筆画によることから、匂口が必要以上に強調され、互の目がすべて尖り互の目に見えるため、正宗特有の銚の妙味が伝わらない。出版が昭和四十五年と、E甲344が銃砲刀剣類登録のために一部の人間の前に姿を現した翌年であり、また、この辻本氏の見解と同様の記録がE甲344の銃砲刀剣類登録先に残っているため、登録審査時に辻本氏が何らかの形で参画していた可能性がある。
- 4 渡邊妙子「名物・名刀の銘が語るもの」特別展覧会図録『名物刀剣―宝物の日本刀―』公益財団法人佐野美術館他三館 二〇一一年  
佐藤豊三「日本の伝統的美的価値「名物」と刀剣」特別展覧会図録『名物刀剣―宝物の日本刀―』公益財団法人佐野美術館他三館 二〇一一年  
元禄に先立つ島津家から將軍家への正宗献上の記録として『大猷院殿御実紀』に寛永十五年(一六三八)に島津光久(二六一六―一六九五)が父島津家久(忠恒)(一五七六―一六三八)遺愛の正宗を献上している記事が見える。
- 5 黒板勝美『新訂増補国史大系第四十三卷 徳川実紀第六篇』吉川弘文館 一九三一年 二九二頁
- 6 黒板勝美『新訂増補国史大系第四十三卷 徳川実紀第六篇』吉川弘文館 一九三一年 四七二頁
- 7 黒板勝美『新訂増補国史大系第四十三卷 徳川実紀第六篇』吉川弘文館 一九三一年 四七二頁
- 8 『前田御家雜録』(前田育徳会『加賀藩史料 第五編』清文堂出版 一九七〇年 五七八頁)に同様の記述がある。
- 9 黒板勝美『新訂増補国史大系第四十五卷 徳川実紀第八篇』吉川弘文

- 10 館 一九三三年 三二二頁  
高瀬隠史(羽皇)『詳注 刀劍名物帖 附名物刀劍押形』金港堂書籍 一九一三年
- 11 中央刀劍會本部編『刀劍名物牒 全』中央刀劍會本部 一九二六年
- 12 四辻秀紀「尾張徳川家の名宝―里帰りの名品・優品をめぐって―」特別展覧会図録『尾張徳川家の名宝―里帰りの名品・優品をめぐって―』徳川美術館 二〇一〇年
- 13 酒井元樹「名物「岡山藤四郎」について」『MUSEUM東京国立博物館研究誌』第六四三号 東京国立博物館 二〇一三年
- 14 黒板勝美『新訂増補国史大系第五十卷 続徳川実紀第三篇』吉川弘文館 一九三五年 八五〇頁
- 15 福永酔劍(勝美)『日本刀大百科事典』雄山閣出版 一九九三年と福永酔劍(勝美)『皇室・將軍家・大名家刀劍目録』雄山閣出版 一九九七年において、高瀬氏の和宮降嫁時の献上説をとりあげて「明治二年調べの『徳川將軍家御腰物台帳』に、なお記載されているから、献上は誤解とみるべきである」と述べている。これを受けて、筆者が明治二年調べの將軍家腰物台帳である『御腰物元帳』(佐野美術館蔵)と、関連資料として日本美術刀劍保存協会蔵の『御腰物出帳』(御差御道具元帳)を調査した結果、これらの資料に島津正宗が明治二年の段階で徳川將軍家に蔵されているとの記載が無いことが判明した。さらに言及すると、『皇室・將軍家・大名家刀劍目録』の内容は途中までは佐野美術館本と一致しているが、途中から全く別の内容になっている。福永氏が底本とした『御腰物台帳』(御腰物出帳)『御差御道具元帳』が筆者の確認したものは異なる資料であった可能性もあるが、台帳としての性質上、同じ明治二年の検めで内容の違う台帳を作るとは考えられない。同様の錯誤が『日本刀大百科事典』の島津正宗の由来にもあり「もと薩州の島津家所蔵。同家より徳川家康へ献上」とある。引用元は片桐且元(一五五六―一六一五)がまとめた「豊臣家御腰物帳」である。名物銘の「島津」の由来が不明であるため、この説が正しければ命名の由来を説明する大きな助けとなるはずであったが、金沢市立玉川図書館近世史料館蔵の「豊臣家御腰物帳」写本(大島文庫)にあたったところ、このような記述は一切存在しなかった。

福永氏のこの著作については検証を加える必要がある。

- 15 一例を挙げると名物「中務正宗」の金象嵌銘がそれである。現存する国宝「刀 金象嵌銘 本多中務所持／正宗 本阿（花押）」（文化庁蔵）の金象嵌銘とは銘文の内容と茎の表裏が異なっている。また、『継平押形』は刀身や茎の表裏全てを描くことができない場合、刀を描く時は差表の茎を、太刀を描く時は差裏の茎を掲載している。おそらく、それぞれの外形をあらかじめ白描したフォーマットが存在し、そこに刃文を書き込むことで調査時間の短縮を図ったものと思われる。そのため、時折茎の表裏を取り違える現象が起きている。その代表的なのが中務正宗の他、鳥津正宗と重要文化財「刀 無銘貞宗（名物亀甲貞宗）」（東京国立博物館蔵）で、両者とも差表の茎に本来差裏にあるべき棒樋（挿図6）や亀甲文様と棒樋（挿図7）を描いてしまっている。

- 16 E甲344の押形は京都国立博物館名誉館員・稲田和彦氏の監修のもと鳥居賢太郎氏が採拓した。  
また、E甲344の写真については京都国立博物館・岡田愛が、比較図のレイアウトは同じく片山静が行った。

図版・挿図の出版

・図3 挿図1・6

京都国立博物館

・挿図2・4

刀剣博物館（公益財団法人日本美術刀剣保存協会）所蔵資料を筆者撮影による。

・挿図5・7

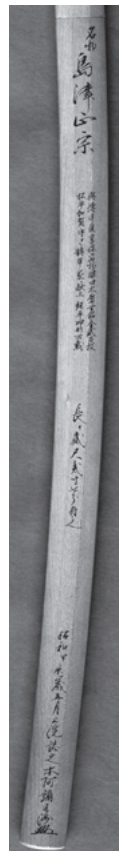
『継平押形 全 附本阿弥光徳同光温押形集』より転載

・挿図7

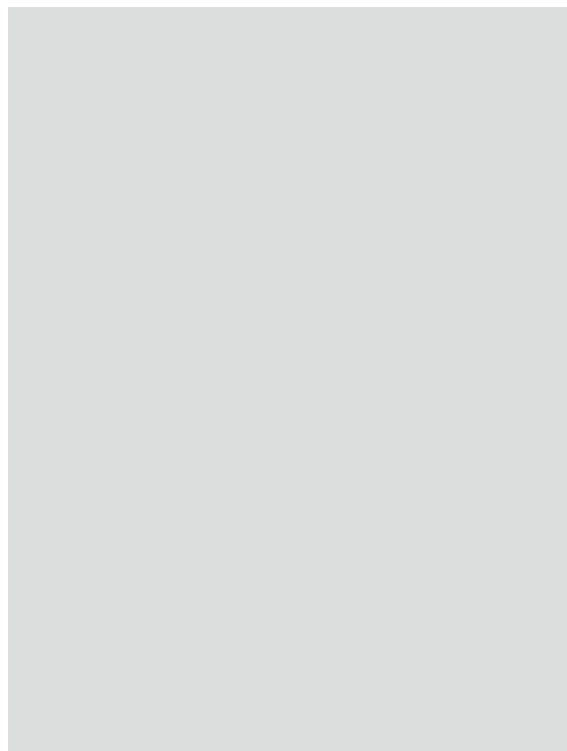
東京国立博物館

〈謝辞〉

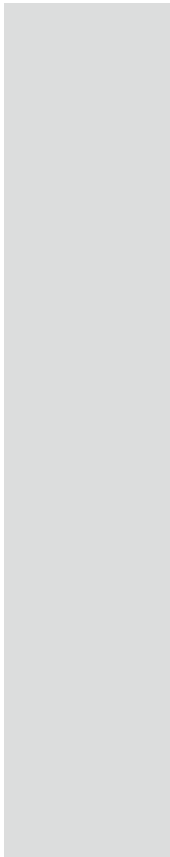
本稿の執筆にあたり、御指導、御助言、また極めて貴重な所蔵作品・資料の調査について、多くの方々から多大なる御高配を賜りましたことを感謝いたします。



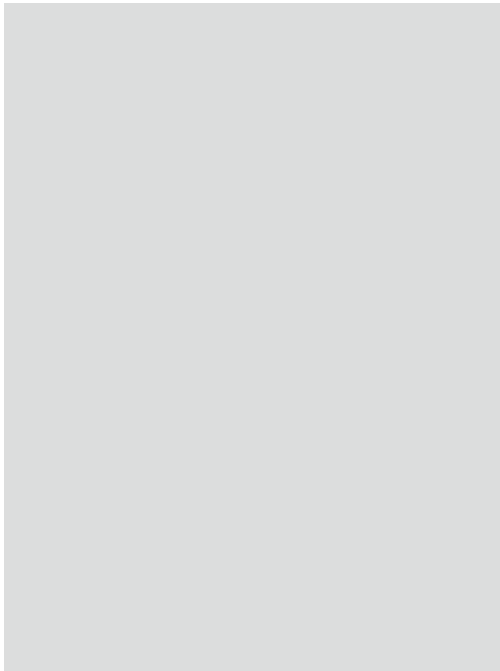
挿図1 鳥津正宗  
旧白鞘



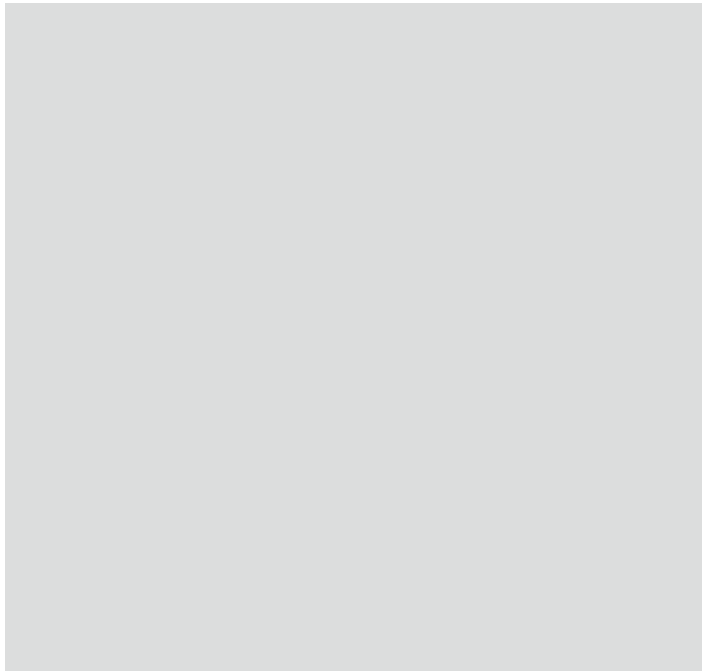
挿図2 「古刀名物録 全」（犬養毅旧蔵本）  
（刀剣博物館（公益財団法人日本美術刀剣保存協会）蔵）



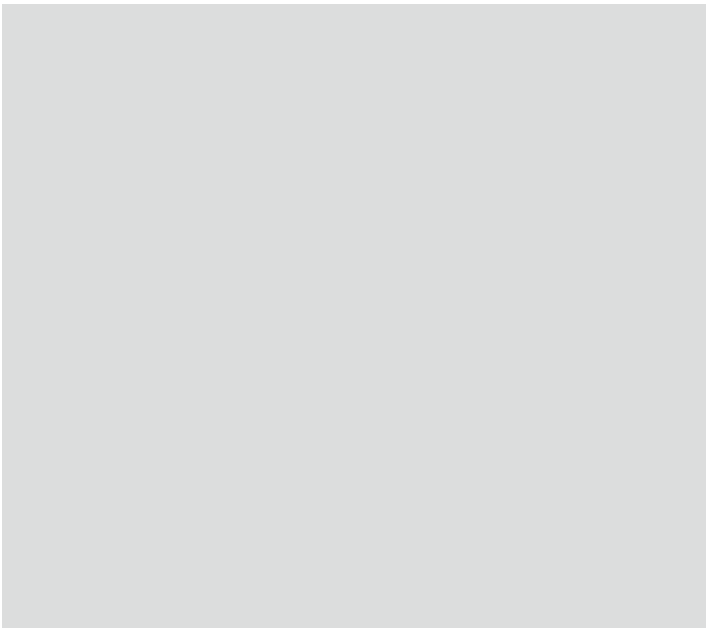
挿図3 犬養毅旧蔵本  
鳥津正宗の項目



挿図5 『継平押形』(羽澤文庫本からの転載)の島津正宗



挿図4 「御物刀劔図繪」(刀劔博物館(公益財団法人日本美術刀劔保存協会)蔵)の島津正宗



挿図7 表裏反転した羽澤本の亀甲貞宗の茎



挿図6 表裏反転した羽澤本の島津正宗の茎